

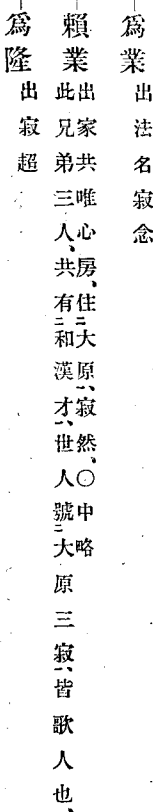
申候ベキカ、ル山ノ中ニ籠居シテ候本意タガヒ候ナンズ、孝養ヲセジト申ニテハ候ハネバ、代官ヲマイラセ候ベシトテ、惠智房ヲ以テ、ツトメラレケリ、兄ノ僧正達、コノ返事ヲ聞テ、小禪師ニテ有シ時モ、人ヲツメシガ、當時モツムルヤトゾ申アハレケル、故少納言入道、兄タチノ事、教訓ノ時ハ、此僧都ノ小禪師ノ時、ツカヒトシテ、セメフセラレケル事ヲ、思出テ申サレケルナルベシ、
 〔寶物集三〕常磐丹後守爲忠朝臣ノ子ドモ、コソ、三人ナガラ道心ヲ發シテ、出家遁世シテ山住シ、大原ニコモリ、靈山ニ居テ侍リケレ、行ヒノ間ニハ、和歌ノ道ヲモ、未ダ捨アヘズ、ヤサシキ物カラ、其心ノ程貴クゾ覺ヘケル、伊賀守爲業ハ、法名寂念也、靈山ニ籠居テ、角ゾ讀ル、

春來モ問レザリケレ山里ヲ華咲ナバト何思ケン、長門守爲經、法名ハ寂超也、比叡山ニシテ角讀ケル、

山賤ト成テモ猶ゾ郭公鳴音ニアラテ年モヘニケリ、壹岐守賴業ハ、法名寂然也、大原ニ籠居テ讀ル、

チリツモル紅葉ワケテヨソニ見バ哀ナルバキ庭ノ面影、

〔尊卑分脈七藤原氏〕爲忠



〔西行一生涯草紙〕大治二年の比鳥羽院の御時、ほくめんにめしつかはれける、左藤兵衛範清といふ者ありけり、○中略西の山のはに月もやう／＼かたふきにしかば、只今こそかざりとおぼえてとしごろの妻女にあるべきことさま／＼にちざりしかども、この女さらに返事もせざりけり、さりとてとゞまるべき事ならねば、心つよくもとゞりきりて、持佛堂になげおきて、かどをさしていで、年ごろまゐりたりける、嗟峨のおくのひじりのもとへ、そのあかつきはしりつきて、出家